

会計年度任用職員制度に関する留意事項

地方公務員法等の改正により創設された「会計年度任用職員制度」については、各地方公共団体で改正法の趣旨に沿った適切な対応をしていただく必要がある。

単に財政上の制約を理由として、以下のような制度設計をすることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨から適切ではない。

- 職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の必要な要素を考慮せずに給料・報酬水準を決定することや新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬を削減すること
- 現行の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図る（解雇、雇止めを行う）こと
- 退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けること
- 合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ること